

一新規之社寺建立停

止之事

付 猥りニ僧尼と成る事

禁レ之、自然理至極の

儀於レ有レ之ハ、願出の

上可ニ免許一事

付 仏名題目之石塔

供養塚・石地藏等

建立之儀、向後停止

たり、理至極之儀

あらハ、願出之上可ニ

免許一事

一 神事仏事祭礼等

之節山鉾其外処不ニ相

応一之寄附、たとへ旧例たり

とも可レ致ニ減省一事

付 神仏開帳可ニ届出一事



「読み下し」

一新規ひとつの社寺建立ちよう停ちよう

止じの事

付つけたり 猥みだりに僧尼と成る事

これを禁ず、自然じねん理至極ことわりの

儀これ有るに於いては、願ねがい出での

上免許じやうめんきょすべき事

付 仏名題目の石塔

供養塚・石地藏等

建立こうりきの儀、向後ちようじ停止

たり、理至極の儀

あらば、願ねがい出での上

免許めんきょすべき事

一 神事仏事祭礼等

の節、山鉾其ほかところ不相

応おとの寄附、たとえ旧例たり

とも減省致すべきこと

付 神仏開帳届け出るべき事

〔用語〕

自然：「じねん」、「しぜん」とも読む。本来あるべきこと。

または万一。

向後：「こうご」、「きようこう」とも読む。今後。この先。

〔解説〕

今回の「郡中制法」は神事や仏事に関連する内容です。まず出家や供養塔・石塔などの建立を禁止しています。もし正当な理由があれば願書を提出すること。また、祭礼の際の寄附なども縮小するよう、御開帳の折も届け出を提出するよう指示しています。

次に文字を見ていきましょう。



「至」は前回の郡中制法②

で紹介した  「倒」の旁にそっくりです。今回は  「佛(仏)」、



「禮(礼)」



「處(処)」



「應(応)」などの異

体字が登場しました。これらは頻出の字ですからしっかり覚えまし

よう。また、 「あらハ」のように漢字、かな、カタカナが混

在している語句もみられますが、これは古文書においては全て「かな」

表記です。「あ」は 

「阿」のほか



「安」、「は」は

 「ハ」

のほか 

「者」、

「盤」などが頻出します。また、古文書で

は濁点がついてない場合にも、濁点をつけて読むことがありますので、文脈に注意しながら読みましょう。